

改正後

目次

第一章 総則

第一節 用語等（第一条・第二条）

第二節 検定、変成器付電気計器検査及び装置検査

第一款 申請等（第三条―第五条）

第二款 合格条件（第六条―第二十二条）

第三款 検定証印、合番号及び装置検査証印（第二十三条―第二十九条）

第三節 型式の承認

第一款 申請等（第三十条―第三十四条）

第二款 型式承認表示（第三十五条・第三十六条）

第四節 定期検査

第一款 事前調査等（第三十七条―第四十二条）

第二款 定期検査の合格条件（第四十三条―第四十七条）

第三款 定期検査済証印等（第四十八条・第四十九条）

第五節 計量証明検査

第一款 申請等（第五十条）

第二款 計量証明検査の合格条件（第五十一条―第五十五条）

第三款 計量証明検査済証印等（第五十六条・第五十七条）

第六節 計量士による検査

第一款 定期検査に代わる計量士による検査（第五十八条―第六十一条）

改正前

目次

第一章 総則

第一節 用語等（第一条・第二条）

第二節 検定、変成器付電気計器検査及び装置検査

第一款 申請等（第三条―第五条）

第二款 合格条件（第六条―第二十二条）

第三款 検定証印、合番号及び装置検査証印（第二十三条―第二十九条）

第三節 型式の承認

第一款 申請等（第三十条―第三十四条）

第二款 型式承認表示（第三十五条・第三十六条）

第四節 定期検査

第一款 事前調査等（第三十七条―第四十二条）

第二款 定期検査の合格条件（第四十三条―第四十七条）

第三款 定期検査済証印等（第四十八条・第四十九条）

第五節 計量証明検査

第一款 申請等（第五十条）

第二款 計量証明検査の合格条件（第五十一条―第五十五条）

第三款 計量証明検査済証印等（第五十六条・第五十七条）

第六節 計量士による検査

第一款 定期検査に代わる計量士による検査（第五十八条―第六十一条）

第二款 計量証明検査に代わる計量士による検査（第六十
二条・第六十三条）

第七節 特定計量器の立入検査等（第六十四条―第七十条）

第八節 雑則（第七十一条―第七十四条の三）

第二章 タクシメーター

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第七十五条―第七十七条）

第二目 性能（第七十八条―第九十三条）

第二款 検定公差（第九十四条）

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第九十五条―第三百三条）

第二目 器差検定の方法（第四百条―第四百七条）

第二節 装置検査

第一款 装置検査の合格条件（第四百八条）

第二款 装置検査の方法（第四百九条）

第三節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第一百十条）

第二款 使用公差（第一百一十一条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第一百十二条―第一百
四 条）

第二目 器差検査の方法（第一百五 条）

第四款 車両等装置用計量器の使用
中検査（第一百十六 条・
第一百十七 条）

第三章 質量計

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第二款 計量証明検査に代わる計量士による検査（第六十
二条・第六十三条）

第七節 特定計量器の立入検査等（第六十四条―第七十条）

第八節 雑則（第七十一条―第七十四条の三）

第二章 タクシメーター

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第七十五条―第七十七条）

第二目 性能（第七十八条―第九十三条）

第二款 検定公差（第九十四条）

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第九十五条―第三百三条）

第二目 器差検定の方法（第四百条―第四百七条）

第二節 装置検査

第一款 装置検査の合格条件（第四百八条）

第二款 装置検査の方法（第四百九条）

第三節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第一百十条）

第二款 使用公差（第一百一十一条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第一百十二条―第一百
四 条）

第二目 器差検査の方法（第一百五 条）

第四款 車両等装置用計量器の使用
中検査（第一百十六 条・
第一百十七 条）

第三章 質量計

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

- 第一目 表記事項(第百十八条―第百二十三条)
 - 第二目 材質(第百二十四条―第百二十六条)
 - 第三目 性能(第百二十七条―第百八十一条)
 - 第二款 検定公差(第百八十二条)
 - 第三款 検定の方法
 - 第一目 構造検定の方法(第百八十三条―第百二十三条)
 - 第二目 器差検定の方法(第百四十一条―第百五十条)
- 第二節 使用中検査
- 第一款 性能に係る技術上の基準(第百五十一条)

- 第二款 使用公差(第百五十二条)
- 第三款 使用中検査の方法
- 第一目 性能に関する検査の方法(第百五十三条)
- 第二目 器差検査の方法(第百五十四条)

第四章 温度計

第一節 検定

- 第一款 構造に係る技術上の基準
 - 第一目 表記事項(第百五十五条―第百五十九条)
 - 第二目 材質(第百六十条―第百六十一条)
 - 第三目 性能(第百六十二条―第百六十四条)
 - 第二款 検定公差(第百六十五条)
 - 第三款 検定の方法
 - 第一目 構造検定の方法(第百六十六条―第百七十条)
 - 第二目 器差検定の方法(第百七十二條―第百七十八条)
- 第二節 使用中検査
- 第一款 性能に係る技術上の基準(第百八十二条)

- 第一目 表記事項(第百十八条―第百二十三条)
 - 第二目 材質(第百二十四条―第百二十六条)
 - 第三目 性能(第百二十七条―第百八十一条)
 - 第二款 検定公差(第百八十二条)
 - 第三款 検定の方法
 - 第一目 構造検定の方法(第百八十三条―第百二十三条)
 - 第二目 器差検定の方法(第百四十一条―第百五十条)
- 第二節 使用中検査
- 第一款 性能に係る技術上の基準(第百五十一条・二百五十一条の二)

- 第二款 使用公差(第百五十二条)
- 第三款 使用中検査の方法
- 第一目 性能に関する検査の方法(第百五十三条)
- 第二目 器差検査の方法(第百五十四条)

第四章 温度計

第一節 検定

- 第一款 構造に係る技術上の基準
 - 第一目 表記事項(第百五十五条―第百五十九条)
 - 第二目 材質(第百六十条―第百六十一条)
 - 第三目 性能(第百六十二条―第百六十四条)
 - 第二款 検定公差(第百六十五条)
 - 第三款 検定の方法
 - 第一目 構造検定の方法(第百六十六条―第百七十条)
 - 第二目 器差検定の方法(第百七十二條―第百七十八条)
- 第二節 使用中検査
- 第一款 性能に係る技術上の基準(第百八十二条・第二百八十二条)

百八十二条の二)

第二款 使用公差(第二百八十三条)

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法(第二百八十四条)

第二目 器差検査の方法(第二百八十四条の二)

第五章 皮革面積計

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項(第二百八十五条)

第二目 性能(第二百八十六条―第二百九十二条)

第二款 検定公差(第二百九十三条)

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法(第二百九十四条―第二百九十六

六条)

第二目 器差検定の方法(第二百九十七条・第二百九十

八条)

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準(第二百九十九条)

第二款 使用公差(第三百条)

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法(第三百一条)

第二目 器差検査の方法(第三百二条)

第六章 水道メータ

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項(第三百三条・第三百四条)

第二目 性能(第三百五条―第三百二十四条)

第二款 検定公差(第三百二十五条)

第二款 使用公差(第二百八十三条)

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法(第二百八十四条)

第二目 器差検査の方法(第二百八十四条の二)

第五章 皮革面積計

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項(第二百八十五条)

第二目 性能(第二百八十六条―第二百九十二条)

第二款 検定公差(第二百九十三条)

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法(第二百九十四条―第二百九十六

六条)

第二目 器差検定の方法(第二百九十七条・第二百九十

八条)

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準(第二百九十九条)

第二款 使用公差(第三百条)

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法(第三百一条)

第二目 器差検査の方法(第三百二条)

第六章 水道メータ

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項(第三百三条・第三百四条)

第二目 性能(第三百五条―第三百二十四条)

第二款 検定公差(第三百二十五条)

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第三百二十六条―第三百三十二条）

第二目 器差検定の方法（第三百三十三条・第三百三十四条）

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第三百三十五条）

第二款 使用公差（第三百三十六条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第三百三十七条・第三百三十八条）

第二目 器差検査の方法（第三百三十九条）

第七章 温水メーター

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第三百四十条）

第二目 性能（第三百四十一条―第三百四十六条）

第二款 検定公差（第三百四十七条）

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第三百四十八条・第三百四十九条）

第二目 器差検定の方法（第三百五十条・第三百五十一条）

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第三百五十二条）

第二款 使用公差（第三百五十三条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第三百五十四条）

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第三百二十六条―第三百三十二条）

第二目 器差検定の方法（第三百三十三条・第三百三十四条）

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第三百三十五条）

第二款 使用公差（第三百三十六条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第三百三十七条・第三百三十八条）

第二目 器差検査の方法（第三百三十九条）

第七章 温水メーター

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第三百四十条）

第二目 性能（第三百四十一条―第三百四十六条）

第二款 検定公差（第三百四十七条）

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第三百四十八条・第三百四十九条）

第二目 器差検定の方法（第三百五十条・第三百五十一条）

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第三百五十二条）

第二款 使用公差（第三百五十三条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第三百五十四条）

第二目 器差検査の方法（第三百五十五条）
第八章 燃料油メーター（第三百五十六条）

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第三百五十七条）

第二目 性能（第三百五十八条―第三百八十三条）

第二款 検定公差（第三百八十四条）

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第三百八十五条―第三百九十条）

第二目 器差検定の方法（第三百九十二条）

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第三百九十三条）

第二款 使用公差（第三百九十四条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第三百九十五条）

第二目 器差検査の方法（第三百九十六条）

第九章 液化石油ガスメーター

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第三百九十七条）

第二目 器差検査の方法（第三百五十五条）
第八章 燃料油メーター（第三百五十六条―第三百九十六条の二）

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第三百五十七条・第三百五十七条の二）

第二目 性能（第三百五十八条―第三百八十三条）

第二款 検定公差（第三百八十四条・第三百八十四条の二）

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第三百八十五条―第三百九十条）

第二目 器差検定の方法（第三百九十二条・第三百九十二条の二）

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第三百九十三条）

第二款 使用公差（第三百九十四条・第三百九十四条の二）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第三百九十五条・第三百九十五条の二）

第二目 器差検査の方法（第三百九十六条・第三百九十六条の二）

第九章 液化石油ガスメーター

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第三百九十七条）

第二目 性能(第三百九十八条―第四百二十一条)

第二款 検定公差(第四百二十二条)

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法(第四百二十三条―第四百二十九条)

第二目 器差検定の方法(第四百三十条)

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準(第四百三十一条)

第二款 使用公差(第四百三十二条)

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法(第四百三十三条)

第二目 器差検査の方法(第四百三十四条)

第十章 ガスメーター

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項(第四百三十五条)

第二目 材質(第四百三十六条)

第三目 性能(第四百三十七条―第四百五十六条)

第二款 検定公差(第四百五十七条)

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法(第四百五十八条―第四百六十七七条)

第二目 器差検定の方法(第四百六十八条―第四百七十一一条)

一条)

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準(第四百七十二條)

第二款 使用公差(第四百七十三條)

第三款 使用中検査の方法

第二目 性能(第三百九十八条―第四百二十一条)

第二款 検定公差(第四百二十二条)

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法(第四百二十三条―第四百二十九条)

第二目 器差検定の方法(第四百三十条)

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準(第四百三十一条)

第二款 使用公差(第四百三十二条)

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法(第四百三十三条)

第二目 器差検査の方法(第四百三十四条)

第十章 ガスメーター

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項(第四百三十五条)

第二目 材質(第四百三十六条)

第三目 性能(第四百三十七条―第四百五十六条)

第二款 検定公差(第四百五十七条)

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法(第四百五十八条―第四百六十七七条)

第二目 器差検定の方法(第四百六十八条―第四百七十一一条)

一条)

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準(第四百七十二條)

第二款 使用公差(第四百七十三條)

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第四百七十四条・第四百七十五条）

第二目 器差検査の方法（第四百七十六条）

第十一章 量器用尺付タンク

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第四百七十七条・第四百七十八条）

第二目 材質（第四百七十九条）

第三目 性能（第四百八十条―第四百八十六条）

第二款 検定公差（第四百八十七条）

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第四百八十八条・第四百八十九条）

第二目 器差検定の方法（第四百九十条）

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第四百九十一条）

第二款 使用公差（第四百九十二条）

第三款 使用中検査の方法（第四百九十三条）

第十二章 密度浮ひよう

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第四百九十四条）

第二目 材質（第四百九十五条）

第三目 性能（第四百九十六条―第五百五条）

第二款 検定公差（第五百六条）

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第五百七条―第五百十三条）

第二目 器差検定の方法（第五百十四条―第五百十九条）

第一目 性能に関する検査の方法（第四百七十四条・第四百七十五条）

第二目 器差検査の方法（第四百七十六条）

第十一章 量器用尺付タンク

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第四百七十七条・第四百七十八条）

第二目 材質（第四百七十九条）

第三目 性能（第四百八十条―第四百八十六条）

第二款 検定公差（第四百八十七条）

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第四百八十八条・第四百八十九条）

第二目 器差検定の方法（第四百九十条）

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第四百九十一条）

第二款 使用公差（第四百九十二条）

第三款 使用中検査の方法（第四百九十三条）

第十二章 密度浮ひよう

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第四百九十四条）

第二目 材質（第四百九十五条）

第三目 性能（第四百九十六条―第五百五条）

第二款 検定公差（第五百六条）

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第五百七条―第五百十三条）

第二目 器差検定の方法（第五百十四条―第五百十九条）

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第五百二十条）

第二款 使用公差（第五百二十一条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第五百二十二条）

第二目 器差検査の方法（第五百二十三条・第五百二十四条）

四條）

第十三章 アネロイド型圧力計

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第五百二十五条・第五百二十六条）

第二目 性能（第五百二十七条―第五百三十六条）

第二款 検定公差（第五百三十七条）

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第五百三十八条―第五百四十二条）

三條）

第二目 器差検定の方法（第五百四十四条―第五百四十六条）

六條）

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第五百四十七条）

第二款 使用公差（第五百四十八条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第五百四十九条）

第二目 器差検査の方法（第五百四十九条の二）

第十四章 アネロイド型血圧計

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第五百二十条）

第二款 使用公差（第五百二十一条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第五百二十二条）

第二目 器差検査の方法（第五百二十三条・第五百二十四条）

四條）

第十三章 アネロイド型圧力計

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第五百二十五条・第五百二十六条）

第二目 性能（第五百二十七条―第五百三十六条）

第二款 検定公差（第五百三十七条）

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第五百三十八条―第五百四十二条）

三條）

第二目 器差検定の方法（第五百四十四条―第五百四十六条）

六條）

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第五百四十七条）

第二款 使用公差（第五百四十八条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第五百四十九条）

第二目 器差検査の方法（第五百四十九条の二）

第十四章 アネロイド型血圧計

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

- 第一目 表記事項(第五百五十条)
- 第二目 性能(第五百五十一条―第五百六十三条)
- 第二款 検定公差(第五百六十四条)
- 第三款 検定の方法
 - 第一目 構造検定の方法(第五百六十五条―第五百七十二條)
 - 第二款 器差検定の方法(第五百七十二条)
- 第二節 使用中検査
 - 第一款 性能に係る技術上の基準(第五百七十四条)
 - 第二款 使用公差(第五百七十五条)
 - 第三款 使用中検査の方法
 - 第一目 性能に関する検査の方法(第五百七十六条)
 - 第二目 器差検査の方法(第五百七十七条)
 - 第十五章 削除
 - 第十六章 削除
 - 第十七章 積算熱量計(第六百十九条)
 - 第一節 検定
 - 第一款 構造に係る技術上の基準
 - 第一目 表記事項(第六百二十条)
 - 第二目 性能(第六百二十一条―第六百三十六条)
 - 第二款 検定公差(第六百三十七条)
 - 第三款 検定の方法
 - 第一目 構造検定の方法(第六百三十八条―第六百四十三條)
 - 第二目 器差検定の方法(第六百四十四条―第六百四十三條)

- 第一目 表記事項(第五百五十条・第五百五十条の二)
- 第二目 性能(第五百五十一条―第五百六十三条)
- 第二款 検定公差(第五百六十四条・第五百六十四条の二)
- 第三款 検定の方法
 - 第一目 構造検定の方法(第五百六十五条―第五百七十二條)
 - 第二目 器差検定の方法(第五百七十二条)
- 第二節 使用中検査
 - 第一款 性能に係る技術上の基準(第五百七十四条・第五百七十四条の二)
 - 第二款 使用公差(第五百七十五条・第五百七十五条の二)
 - 第三款 使用中検査の方法
 - 第一目 性能に関する検査の方法(第五百七十六条)
 - 第二目 器差検査の方法(第五百七十七条)
 - 第十五章 削除
 - 第十六章 削除
 - 第十七章 積算熱量計(第六百十九条―第六百五十五条)
 - 第一節 検定
 - 第一款 構造に係る技術上の基準
 - 第一目 表記事項(第六百二十条)
 - 第二目 性能(第六百二十一条―第六百三十六条)
 - 第二款 検定公差(第六百三十七条)
 - 第三款 検定の方法
 - 第一目 構造検定の方法(第六百三十八条―第六百四十三條)
 - 第二目 器差検定の方法(第六百四十四条―第六百四十三條)

八条)

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第六百四十九条）

第二款 使用公差（第六百五十条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第六百五十一条）

第二目 器差検査の方法（第六百五十二条―第六百五十

五条）

第十八章 最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計

第一節 最大需要電力計の検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第六百五十六条）

第二目 性能（第六百五十七条―第六百七十九条）

第二款 検定公差（第六百八十条）

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第六百八十一条―第七百五条

）

第二目 器差検定の方法（第七百六条）

第二節 最大需要電力計の使用検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第七百七条）

第二款 使用公差（第七百八条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第七百九条）

第二目 器差検査の方法（第七百十条）

第三節 電力量計及び無効電力量計の検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第七百十一条）

第二目 性能（第七百十二条―第七百二十三条）

八条)

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第六百四十九条）

第二款 使用公差（第六百五十条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第六百五十一条）

第二目 器差検査の方法（第六百五十二条―第六百五十

五条）

第十八章 最大需要電力計、電力量計及び無効電力量計

第一節 最大需要電力計の検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第六百五十六条）

第二目 性能（第六百五十七条―第六百七十九条）

第二款 検定公差（第六百八十条）

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第六百八十一条―第七百五条

）

第二目 器差検定の方法（第七百六条）

第二節 最大需要電力計の使用検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第七百七条）

第二款 使用公差（第七百八条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第七百九条）

第二目 器差検査の方法（第七百十条）

第三節 電力量計及び無効電力量計の検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第七百十一条）

第二目 性能（第七百十二条―第七百二十三条）

第二款 検定公差（第七百二十四条）

第三款 検定の方法

第一款 構造検定の方法（第七百二十五条―第七百四十九条）

第二款 器差検定の方法（第七百五十条）

第四節 電力量計及び無効電力量計の使用検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第七百五十一条）

第二款 使用公差（第七百五十二条）

第三款 使用中検査の方法

第一款 性能に関する検査の方法（第七百五十三条）

第二款 器差検査の方法（第七百五十四条）

第五節 変成器付電氣計器検査

第一款 変成器の構造及び誤差

第一款 表記事項（第七百五十五条）

第二款 性能（第七百五十六条―第七百六十六条）

第二款 公差（第七百六十七条）

第三款 検査の方法

第一款 変成器の構造及び誤差の検査の方法（第七百六十八条―第七百七十七条）

第二款 公差の検査の方法（第七百七十八条）

第六節 変成器及び変成器とともに使用される電氣計器の使用検査

第一款 使用中の変成器の構造及び誤差（第七百七十九条

・第七百八十条）

第二款 使用中の公差（第七百八十一条）

第三款 使用中検査の方法

第一款 変成器の構造及び誤差の検査の方法（第七百八十二条）

第二款 検定公差（第七百二十四条）

第三款 検定の方法

第一款 構造検定の方法（第七百二十五条―第七百四十九条）

第二款 器差検定の方法（第七百五十条）

第四節 電力量計及び無効電力量計の使用検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第七百五十一条）

第二款 使用公差（第七百五十二条）

第三款 使用中検査の方法

第一款 性能に関する検査の方法（第七百五十三条）

第二款 器差検査の方法（第七百五十四条）

第五節 変成器付電氣計器検査

第一款 変成器の構造及び誤差

第一款 表記事項（第七百五十五条）

第二款 性能（第七百五十六条―第七百六十六条）

第二款 公差（第七百六十七条）

第三款 検査の方法

第一款 変成器の構造及び誤差の検査の方法（第七百六十八条―第七百七十七条）

第二款 公差の検査の方法（第七百七十八条）

第六節 変成器及び変成器とともに使用される電氣計器の使用検査

第一款 使用中の変成器の構造及び誤差（第七百七十九条

・第七百八十条）

第二款 使用中の公差（第七百八十一条）

第三款 使用中検査の方法

第一款 変成器の構造及び誤差の検査の方法（第七百八十二条）

第二目 使用中の公差の検査の方法（第七百八十三条）
第十九章 照度計

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第七百八十四条・第七百八十五条）

第二目 性能（第七百八十六条―第七百九十七条）

第二款 検定公差（第七百九十八条）

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第七百九十九条―第八百八条

第二目 器差検定の方法（第八百九条）

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第八百十条）

第二款 使用公差（第八百十一条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第八百十二条）

第二目 器差検査の方法（第八百十三条）

第二十章 騒音計

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第八百十四条・第八百十五条）

第二目 性能（第八百十六条―第八百三十二条）

第二款 検定公差（第八百三十三条）

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第八百三十四条―第八百四十
四條）

第二目 器差検定の方法（第八百四十五条）

第二節 使用中検査

第二目 使用中の公差の検査の方法（第七百八十三条）
第十九章 照度計

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第七百八十四条・第七百八十五条）

第二目 性能（第七百八十六条―第七百九十七条）

第二款 検定公差（第七百九十八条）

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第七百九十九条―第八百八条

第二目 器差検定の方法（第八百九条）

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第八百十条）

第二款 使用公差（第八百十一条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第八百十二条）

第二目 器差検査の方法（第八百十三条）

第二十章 騒音計

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第八百十四条・第八百十五条）

第二目 性能（第八百十六条―第八百三十二条）

第二款 検定公差（第八百三十三条）

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第八百三十四条―第八百四十
四條）

第二目 器差検定の方法（第八百四十五条）

第二節 使用中検査

- 第一款 性能に係る技術上の基準（第八百四十六条）
- 第二款 使用公差（第八百四十七条）
- 第三款 使用中検査の方法

- 第一目 性能に関する検査の方法（第八百四十八条）
- 第二目 器差検査の方法（第八百四十九条）

第二十一章 振動レベル計

第一節 検定

- 第一款 構造に係る技術上の基準

- 第一目 表記事項（第八百五十条）

- 第二目 性能（第八百五十一条―第八百六十四条）

- 第二款 検定公差（第八百六十五条）

- 第三款 検定の方法

- 第一目 構造検定の方法（第八百六十六条―第八百七十六条）

- 第二目 器差検定の方法（第八百七十七条）

第二節 使用中検査

- 第一款 性能に係る技術上の基準（第八百七十八条）

- 第二款 使用公差（第八百七十九条）

- 第三款 使用中検査の方法

- 第一目 性能に関する検査の方法（第八百八十条）

- 第二目 器差検査の方法（第八百八十一条）

第二十二章 ジルコニア式酸素濃度計等（第八百八十二条）

第一節 検定

- 第一款 構造に係る技術上の基準

- 第一目 表記事項（第八百八十三条）

- 第二目 性能（第八百八十四条―第八百九十五条）

- 第二款 検定公差（第八百九十六条）

- 第一款 性能に係る技術上の基準（第八百四十六条）
- 第二款 使用公差（第八百四十七条）
- 第三款 使用中検査の方法

- 第一目 性能に関する検査の方法（第八百四十八条）
- 第二目 器差検査の方法（第八百四十九条）

第二十一章 振動レベル計

第一節 検定

- 第一款 構造に係る技術上の基準

- 第一目 表記事項（第八百五十条）

- 第二目 性能（第八百五十一条―第八百六十四条）

- 第二款 検定公差（第八百六十五条）

- 第三款 検定の方法

- 第一目 構造検定の方法（第八百六十六条―第八百七十六条）

- 第二目 器差検定の方法（第八百七十七条）

第二節 使用中検査

- 第一款 性能に係る技術上の基準（第八百七十八条）

- 第二款 使用公差（第八百七十九条）

- 第三款 使用中検査の方法

- 第一目 性能に関する検査の方法（第八百八十条）

- 第二目 器差検査の方法（第八百八十一条）

第二十二章 ジルコニア式酸素濃度計等（第八百八十二条）

第一節 検定

- 第一款 構造に係る技術上の基準

- 第一目 表記事項（第八百八十三条）

- 第二目 性能（第八百八十四条―第八百九十五条）

- 第二款 検定公差（第八百九十六条）

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第八百九十七条―第九百六条

）
第二目 器差検定の方法（第九百七条）

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第九百八条）

第二款 使用公差（第九百九条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第九百十条）

第二目 器差検査の方法（第九百十一条）

第二十三章 ガラス電極式水素イオン濃度検出器

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第九百十二条）

第二目 材質（第九百十三条）

第三目 性能（第九百十四条―第九百二十二条）

第二款 検定公差（第九百二十三条）

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第九百二十四条―第九百三十
三条）

第二目 器差検定の方法（第九百三十四条・第九百三十
五条）

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第九百三十六条）

第二款 使用公差（第九百三十七条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第九百三十八条）

第二目 器差検査の方法（第九百三十九条）

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第八百九十七条―第九百六条

）
第二目 器差検定の方法（第九百七条）

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第九百八条）

第二款 使用公差（第九百九条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第九百十条）

第二目 器差検査の方法（第九百十一条）

第二十三章 ガラス電極式水素イオン濃度検出器

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第九百十二条）

第二目 材質（第九百十三条）

第三目 性能（第九百十四条―第九百二十二条）

第二款 検定公差（第九百二十三条）

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第九百二十四条―第九百三十
三条）

第二目 器差検定の方法（第九百三十四条・第九百三十
五条）

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第九百三十六条）

第二款 使用公差（第九百三十七条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第九百三十八条）

第二目 器差検査の方法（第九百三十九条）

第二十四章 ガラス電極式水素イオン濃度指示計

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項(第九百四十条)

第二目 性能(第九百四十一条―第九百五十二条)

第二款 検定公差(第九百五十三条)

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法(第九百五十四条―第九百六十二条)

二条)

第二目 器差検定の方法(第九百六十三条)

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準(第九百六十四条)

第二款 使用公差(第九百六十五条)

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法(第九百六十六条)

第二目 器差検査の方法(第九百六十七条)

第二十五章 酒精度浮ひよう

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項(第九百六十八条)

第二目 材質(第九百六十九条)

第三目 性能(第九百七十条―第九百七十六条)

第二款 検定公差(第九百七十七条)

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法(第九百七十八条―第九百八十二条)

二条)

第二目 器差検定の方法(第九百八十三条―第九百八十五条)

五条)

第二十四章 ガラス電極式水素イオン濃度指示計

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項(第九百四十条)

第二目 性能(第九百四十一条―第九百五十二条)

第二款 検定公差(第九百五十三条)

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法(第九百五十四条―第九百六十二条)

二条)

第二目 器差検定の方法(第九百六十三条)

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準(第九百六十四条)

第二款 使用公差(第九百六十五条)

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法(第九百六十六条)

第二目 器差検査の方法(第九百六十七条)

第二十五章 酒精度浮ひよう

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項(第九百六十八条)

第二目 材質(第九百六十九条)

第三目 性能(第九百七十条―第九百七十六条)

第二款 検定公差(第九百七十七条)

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法(第九百七十八条―第九百八十二条)

二条)

第二目 器差検定の方法(第九百八十三条―第九百八十五条)

五条)

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第九百八十六条）

第二款 使用公差（第九百八十七条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第九百八十八条）

第二目 器差検査の方法（第九百八十九条・第九百九十

条）

第三節 比較検査

第一款 通則（第九百九十一条―第九百九十四条）

第二款 構造（第九百九十五条・第九百九十六条）

第三款 比較検査公差（第九百九十七条・第九百九十八条

）

第四款 比較検査の方法（第九百九十九条）

第二十六章 浮ひよう型比重計

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第千条）

第二目 材質（第千一条）

第三目 性能（第千二条―第千九条）

第二款 検定公差（第千十条）

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第千十一条―第千十六条）

第二目 器差検定の方法（第千十七条―第千二十二条）

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第千二十三条）

第二款 使用公差（第千二十四条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第千二十五条）

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第九百八十六条）

第二款 使用公差（第九百八十七条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第九百八十八条）

第二目 器差検査の方法（第九百八十九条・第九百九十

条）

第三節 酒精度浮ひようの比較検査

第一款 通則（第九百九十一条―第九百九十四条）

第二款 構造（第九百九十五条・第九百九十六条）

第三款 比較検査公差（第九百九十七条・第九百九十八条

）

第四款 比較検査の方法（第九百九十九条）

第二十六章 浮ひよう型比重計

第一節 検定

第一款 構造に係る技術上の基準

第一目 表記事項（第千条）

第二目 材質（第千一条）

第三目 性能（第千二条―第千九条）

第二款 検定公差（第千十条）

第三款 検定の方法

第一目 構造検定の方法（第千十一条―第千十六条）

第二目 器差検定の方法（第千十七条―第千二十二条）

第二節 使用中検査

第一款 性能に係る技術上の基準（第千二十三条）

第二款 使用公差（第千二十四条）

第三款 使用中検査の方法

第一目 性能に関する検査の方法（第千二十五条）

第二目 器差検査の方法（第千二十六条）

附則

〔削る〕
〔削る〕
〔削る〕
〔削る〕
〔削る〕
〔削る〕
〔削る〕
〔削る〕
〔削る〕
〔削る〕

第四章 温度計

（表記）

第二百五十五条 温度計の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

- 一 ガラス製温度計（ガラス製体温計を除く。以下同じ。）
日本工業規格B七四一四（二〇一八）附属書
- 二 ガラス製体温計 日本工業規格T四二〇六（二〇一八）附属書
- 三 〔略〕

（材質）

第二目 器差検査の方法（第千二十六条）

附則

第一章 通則（第一条・第二条）
第二章 合格条件（第三条―第七条）
第三章 装置検査証印等（第八条―第十条）
第四章 雑則（第十一条・第十二条）
第五章 タクシーメーター（第十三条―第十八条）
第六章 質量計（第十九条―第二十七条）
第七章 水道メーター（第二十八条―第三十三条）
第八章 燃料油メーター（第三十四条―第三十六条）
第九章 液化石油ガスメーター（第三十七条・第三十八条）
第十章 ガスメーター（第三十九条―第四十五条）
第十一章 アネロイド型圧力計（第四十六条）
第十二章 騒音計、振動レベル計及びジルコニア式酸素濃度計等（第四十七条・第四十八条）

第四章 温度計

（表記）

第二百五十五条 温度計の表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

- 一 ガラス製温度計（ガラス製体温計を除く。以下同じ。）
日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）
- 二 ガラス製体温計 日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書
- 三 〔略〕

（材質）

第二百二十条 温度計（抵抗体温計を除く。）の材質は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 ガラス製温度計 日本工業規格B七四一四（二〇一八）附属書

二 ガラス製体温計 日本工業規格T四二〇六（二〇一八）附属書

（性能）

第二百二十二条 温度計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 ガラス製温度計 日本工業規格B七四一四（二〇一八）附属書

二 ガラス製体温計 日本工業規格T四二〇六（二〇一八）附属書

三 「略」

（検定公差）

第二百五十五条 温度計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 ガラス製温度計 日本工業規格B七四一四（二〇一八）附属書

二 ガラス製体温計 日本工業規格T四二〇六（二〇一八）附属書

三 「略」

（構造検定の方法）

第二百五十六条 温度計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

第二百二十条 温度計（抵抗体温計を除く。）の材質は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 ガラス製温度計 日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）附属書

二 ガラス製体温計 日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

（性能）

第二百二十二条 温度計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 ガラス製温度計 日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）附属書

二 ガラス製体温計 日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

三 「略」

（検定公差）

第二百五十五条 温度計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 ガラス製温度計 日本工業規格B七四一一―二（二〇一四）附属書

二 ガラス製体温計 日本工業規格T四二〇六（二〇一四）附属書

三 「略」

（構造検定の方法）

第二百五十六条 温度計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 ガラス製温度計 日本工業規格 B 七四一四 (二〇一八) 附
属書

二 ガラス製体温計 日本工業規格 T 四二〇六 (二〇一八) 附
属書

三 「略」

(器差検定の方法)

第二百七十二条 温度計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 ガラス製温度計 日本工業規格 B 七四一四 (二〇一八) 附
属書

二 ガラス製体温計 日本工業規格 T 四二〇六 (二〇一八) 附
属書

三 「略」

(性能に係る技術上の基準)

第二百八十二条 温度計の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 ガラス製温度計 日本工業規格 B 七四一四 (二〇一八) 附
属書

二 ガラス製体温計 日本工業規格 T 四二〇六 (二〇一八) 附
属書

三 「略」

(使用公差)

第二百八十三条 温度計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 ガラス製温度計 日本工業規格 B 七四一四 (二〇一八) 附

一 ガラス製温度計 日本工業規格 B 七四一一 (二〇一四)

二 ガラス製体温計 日本工業規格 T 四二〇六 (二〇一四) 附
属書

三 「略」

(器差検定の方法)

第二百七十二条 温度計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 ガラス製温度計 日本工業規格 B 七四一一 (二〇一四)

二 ガラス製体温計 日本工業規格 T 四二〇六 (二〇一四) 附
属書

三 「略」

(性能に係る技術上の基準)

第二百八十二条 温度計の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 ガラス製温度計 日本工業規格 B 七四一一 (二〇一四)

二 ガラス製体温計 日本工業規格 T 四二〇六 (二〇一四) 附
属書

三 「略」

(使用公差)

第二百八十三条 温度計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 ガラス製温度計 日本工業規格 B 七四一一 (二〇一四)

属書

二 ガラス製体温計 日本工業規格T四二〇六(二〇一八)附属書

三 [略]

(性能に関する検査の方法)

第二百八十四条 温度計の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 ガラス製温度計 日本工業規格B七四一四(二〇一八)附属書

二 ガラス製体温計 日本工業規格T四二〇六(二〇一八)附属書

三 [略]

(器差検査の方法)

第二百八十四条の二 温度計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 ガラス製温度計 日本工業規格B七四一四(二〇一八)附属書

二 ガラス製体温計 日本工業規格T四二〇六(二〇一八)附属書

三 [略]

第六章 水道メーター

第一節 検定

第三款 検定の方法

)

二 ガラス製体温計 日本工業規格T四二〇六(二〇一四)附属書

三 [略]

(性能に関する検査の方法)

第二百八十四条 温度計の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 ガラス製温度計 日本工業規格B七四一一―二(二〇一四)

二 ガラス製体温計 日本工業規格T四二〇六(二〇一四)附属書

三 [略]

(器差検査の方法)

第二百八十四条の二 温度計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 ガラス製温度計 日本工業規格B七四一一―二(二〇一四)

二 ガラス製体温計 日本工業規格T四二〇六(二〇一四)附属書

三 [略]

第六章 水道メーター

第一節 検定

第三款 検定方法

第七章 温水メーター

第一節 検定

第三款 検定の方法

第十二章 密度浮ひよう

第四百九十四条 密度浮ひようの表記事項は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 耐圧密度浮ひよう以外の密度浮ひよう（以下「浮ひよう型密度計」という。） 日本工業規格 B 七五二五―一（二〇一八）附属書

二 液化石油ガス用浮ひよう型密度計（耐圧密度浮ひようのうち、液化石油ガスの計量に使用するものをいう。以下同じ。） 日本工業規格 B 七五二五―二（二〇一八）附属書

（材質）

第四百九十五条 密度浮ひようの材質は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

第七章 温水メーター

第一節 検定

第三款 検定方法

第十二章 密度浮ひよう

第四百九十四条 密度浮ひようの表記事項は、耐圧密度浮ひよう以外の密度浮ひよう（以下「浮ひよう型密度計」という。）にあつては日本工業規格 B 七五二五―一（二〇一三）浮ひよう型密度浮ひよう附属書 JA に、液化石油ガス用浮ひよう型密度計（耐圧密度浮ひようのうち、液化石油ガスの計量に使用するものをいう。以下同じ。）にあつては日本工業規格 B 七五二五―二（二〇一三）浮ひよう型密度浮ひよう附属書 A による。

〔新設〕

〔新設〕

（材質）

第四百九十五条 密度浮ひようの材質は、浮ひよう型密度計にあつては日本工業規格 B 七五二五―一（二〇一三）浮ひよう型密度浮ひよう附属書 JA に、液化石油ガス用浮ひよう型密度計に

一 浮ひよう型密度計 日本工業規格 B 七五二五—一 (二〇一八) 附属書

二 液化石油ガス用浮ひよう型密度計 日本工業規格 B 七五二五—二 (二〇一八) 附属書

(性能)

第四百九十六条 密度浮ひようの性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 浮ひよう型密度計 日本工業規格 B 七五二五—一 (二〇一八) 附属書

二 液化石油ガス用浮ひよう型密度計 日本工業規格 B 七五二五—二 (二〇一八) 附属書

(検定公差)

第五百六条 密度浮ひようの検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 浮ひよう型密度計 日本工業規格 B 七五二五—一 (二〇一八) 附属書

二 液化石油ガス用浮ひよう型密度計 日本工業規格 B 七五二五—二 (二〇一八) 附属書

あつては日本工業規格 B 七五二五—二 (二〇一三) 浮ひよう—液化石油ガス用浮ひよう型密度計附属書 A による。

〔新設〕

〔新設〕

(性能)

第四百九十六条 密度浮ひようの性能は、浮ひよう型密度計にあつては日本工業規格 B 七五二五—一 (二〇一三) 浮ひよう—密度浮ひよう附属書 J A に、液化石油ガス用浮ひよう型密度計にあつては日本工業規格 B 七五二五—二 (二〇一三) 浮ひよう—液化石油ガス用浮ひよう型密度計附属書 A による。

〔新設〕

〔新設〕

(検定公差)

第五百六条 密度浮ひようの検定公差は、浮ひよう型密度計にあつては日本工業規格 B 七五二五—一 (二〇一三) 浮ひよう—密度浮ひよう附属書 J A に、液化石油ガス用浮ひよう型密度計にあつては日本工業規格 B 七五二五—二 (二〇一三) 浮ひよう—液化石油ガス用浮ひよう型密度計附属書 A による。

〔新設〕

〔新設〕

(構造検定の方法)

第五百七条 密度浮ひよりの構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

- 一 浮ひよう型密度計 日本工業規格 B 七五二五一一 (二〇一八) 附属書
- 二 液化石油ガス用浮ひよう型密度計 日本工業規格 B 七五二五一一 (二〇一八) 附属書

(器差検定の方法)

第五百十四条 密度浮ひよりの器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

- 一 浮ひよう型密度計 日本工業規格 B 七五二五一一 (二〇一八) 附属書
- 二 液化石油ガス用浮ひよう型密度計 日本工業規格 B 七五二五一一 (二〇一八) 附属書

(性能に係る技術上の基準)

第五百二十条 密度浮ひよりの性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

(構造検定の方法)

第五百七条 密度浮ひよりの構造検定の方法は、浮ひよう型密度計にあつては日本工業規格 B 七五二五一一 (二〇一三) 浮ひよう型密度計に、液化石油ガス用浮ひよう型密度計にあつては日本工業規格 J A に、液化石油ガス用浮ひよう型密度計にあつては日本工業規格 B 七五二五一一 (二〇一三) 浮ひよう型密度計に、液化石油ガス用浮ひよう型密度計附属書 A による。

[新設]

[新設]

(器差検定の方法)

第五百十四条 密度浮ひよりの器差検定の方法は、浮ひよう型密度計にあつては日本工業規格 B 七五二五一一 (二〇一三) 浮ひよう型密度計に、液化石油ガス用浮ひよう型密度計にあつては日本工業規格 B 七五二五一一 (二〇一三) 浮ひよう型密度計に、液化石油ガス用浮ひよう型密度計附属書 A による。

[新設]

[新設]

(性能に係る技術上の基準)

第五百二十条 密度浮ひよりの性能に係る技術上の基準は、浮ひよう型密度計にあつては日本工業規格 B 七五二五一一 (二〇一三) 浮ひよう型密度計に、液化石油ガス用浮ひよう型密度計にあつては日本工業規格 J A に、液化石油ガス用浮ひよう型密度計にあつては日本工業規格 B 七五二五一一 (二〇一三) 浮ひよう型密度計に、液化石油ガス用浮ひよう型密度計附属書 A による。

一 浮ひよう型密度計 日本工業規格 B 七五二五—一 (二〇一八) 附属書

二 液化石油ガス用浮ひよう型密度計 日本工業規格 B 七五二五—二 (二〇一八) 附属書

(使用公差)

第五百二十一条 密度浮ひようの使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 浮ひよう型密度計 日本工業規格 B 七五二五—一 (二〇一八) 附属書

二 液化石油ガス用浮ひよう型密度計 日本工業規格 B 七五二五—二 (二〇一八) 附属書

(性能に関する検査の方法)

第五百二十二条 密度浮ひようの性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 浮ひよう型密度計 日本工業規格 B 七五二五—一 (二〇一八) 附属書

二 液化石油ガス用浮ひよう型密度計 日本工業規格 B 七五二五—二 (二〇一八) 附属書

一三 浮ひよう—液化石油ガス用浮ひよう型密度計附属書 A による。

〔新設〕

〔新設〕

(使用公差)

第五百二十一条 密度浮ひようの使用公差は、浮ひよう型密度計にあつては日本工業規格 B 七五二五—一 (二〇一三) 浮ひよう—密度浮ひよう附属書 J A に、液化石油ガス用浮ひよう型密度計にあつては日本工業規格 B 七五二五—二 (二〇一三) 浮ひよう—液化石油ガス用浮ひよう型密度計附属書 A による。

〔新設〕

〔新設〕

(性能に関する検査の方法)

第五百二十二条 密度浮ひようの性能に関する検査の方法は、浮ひよう型密度計にあつては日本工業規格 B 七五二五—一 (二〇一三) 浮ひよう—密度浮ひよう附属書 J A に、液化石油ガス用浮ひよう型密度計にあつては日本工業規格 B 七五二五—二 (二〇一三) 浮ひよう—液化石油ガス用浮ひよう型密度計附属書 A による。

〔新設〕

〔新設〕

五―二(二〇一八) 附属書

(器差検査の方法)

第五百二十三条 密度浮ひよりの器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

- 一 浮ひよう型密度計 日本工業規格 B 七五二五―一(二〇一八) 附属書

- 二 液化石油ガス用浮ひよう型密度計 日本工業規格 B 七五二五―二(二〇一八) 附属書

第十四章 アネロイド型血圧計

(電気式アネロイド型血圧計の表記)

第五百五十条 電気式アネロイド型血圧計(検出部が電気式のもの)をいう。以下同じ。)の表記事項は、日本工業規格 T 一一一五(二〇一八) 附属書による。

(性能)

第五百五十一条 アネロイド型血圧計の性能は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

- 一 電気式アネロイド型血圧計 日本工業規格 T 一一一五(二

(器差検査の方法)

第五百二十三条 密度浮ひよりの器差検査の方法は、浮ひよう型密度計にあつては日本工業規格 B 七五二五―一(二〇一三) 浮ひよう―密度浮ひよう附属書 JA に、液化石油ガス用浮ひよう型密度計にあつては日本工業規格 B 七五二五―二(二〇一三) 浮ひよう―液化石油ガス用浮ひよう型密度計附属書 A による。

〔新設〕

〔新設〕

第十四章 アネロイド型血圧計

(電気式アネロイド型血圧計の表記)

第五百五十条 電気式アネロイド型血圧計(検出部が電気式のもの)をいう。以下同じ。)の表記事項は、日本工業規格 T 一一一五(二〇〇五) 非観血式電子血圧計附属書による。

(性能)

第五百五十一条 アネロイド型血圧計の性能は、電気式アネロイド型血圧計にあつては、日本工業規格 T 一一一五(二〇〇五) 非観血式電子血圧計附属書に、電気式アネロイド型血圧計以外のアネロイド型血圧計(以下「機械式アネロイド型血圧計」という。)にあつては日本工業規格 T 四二〇三(二〇一三) 非観血式機械血圧計附属書による。

〔新設〕

〇一八) 附属書

二 電氣式アネロイド型血圧計以外のアネロイド型血圧計(以下「機械式アネロイド型血圧計」という。) 日本工業規格 T 四二〇三(二〇一三) 附属書

(検定公差)

第五百六十四条 アネロイド型血圧計の検定公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 電氣式アネロイド型血圧計 日本工業規格 T 一一一五(二〇一八) 附属書

二 機械式アネロイド型血圧計 日本工業規格 T 四二〇三(二〇一三) 附属書

(構造検定の方法)

第五百六十五条 アネロイド型血圧計の構造検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一 電氣式アネロイド型血圧計 日本工業規格 T 一一一五(二〇一八) 附属書

二 機械式アネロイド型血圧計 日本工業規格 T 四二〇三(二〇一三) 附属書

(器差検定の方法)

[新設]

(検定公差)

第五百六十四条 アネロイド型血圧計の検定公差は、電氣式アネロイド型血圧計にあつては、日本工業規格 T 一一一五(二〇一五) 非観血式電子血圧計附属書に、機械式アネロイド型血圧計にあつては日本工業規格 T 四二〇三(二〇一三) 非観血式機械血圧計附属書による。

[新設]

[新設]

(構造検定の方法)

第五百六十五条 アネロイド型血圧計の構造検定の方法は、電氣式アネロイド型血圧計にあつては、日本工業規格 T 一一一五(二〇一五) 非観血式電子血圧計附属書に、機械式アネロイド型血圧計にあつては日本工業規格 T 四二〇三(二〇一三) 非観血式機械血圧計附属書による。

[新設]

[新設]

(電氣式アネロイド型血圧計の器差検定の方法)

第五百七十三条 アネロイド型血圧計の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

- 一 電気式アネロイド型血圧計 日本工業規格T 1115 (二〇一八) 附属書
 - 二 機械式アネロイド型血圧計 日本工業規格T 4203 (二〇一二) 附属書
- 〔削る〕

〔性能に係る技術上の基準〕
第五百七十四条 アネロイド型血圧計の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

- 一 電気式アネロイド型血圧計 日本工業規格T 1115 (二〇一八)

第五百七十三条 電気式アネロイド型血圧計の器差検定は、受検モード（検定を受けるための状態を作り出す機能をいう。）を有するものにあつては、その機能を作動して、圧力基準器を用いて圧力を増しながら任意の四以上、圧力を減しながら任意の四以上の圧力について行う。

〔新設〕

2 前項の場合において、必ず十キロパスカルから二十キロパスカル（計量単位令（平成四年政令第三百五十七号）第五条の規定に基づき水銀柱ミリメートルによる単位が付されているものにあつては、八十水銀柱ミリメートルから百六十水銀柱ミリメートル）までの範囲内の二以上の圧力について行わなければならない。

〔機械式アネロイド型血圧計の器差検定の方法〕
第五百七十三条の二 機械式アネロイド型血圧計の器差検定の方法は、日本工業規格T 4203 (二〇一二) 非観血式機械血圧計附属書による。

〔性能に係る技術上の基準〕
第五百七十四条 アネロイド型血圧計の性能に係る技術上の基準は、電気式アネロイド型血圧計にあつては、日本工業規格T 1115 (二〇〇五) 非観血式電子血圧計附属書に、機械式アネロイド型血圧計にあつては日本工業規格T 4203 (二〇一二) 非観血式機械血圧計附属書による。

〔新設〕

〇一八) 附属書

二) 機械式アネロイド型血圧計 日本工業規格T四二〇三(二)

〇一二) 附属書

(使用公差)

第五百七十五条 アネロイド型血圧計の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一) 電気式アネロイド型血圧計 日本工業規格T一一一五(二)

〇一八) 附属書

二) 機械式アネロイド型血圧計 日本工業規格T四二〇三(二)

〇一二) 附属書

(性能に関する検査の方法)

第五百七十六条 アネロイド型血圧計の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一) 電気式アネロイド型血圧計 日本工業規格T一一一五(二)

〇一八) 附属書

二) 機械式アネロイド型血圧計 日本工業規格T四二〇三(二)

〇一二) 附属書

(器差検査の方法)

第五百七十七条 アネロイド型血圧計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。

一) 電気式アネロイド型血圧計 日本工業規格T一一一五(二)

[新設]

(使用公差)

第五百七十五条 アネロイド型血圧計の使用公差は、電気式アネロイド型血圧計にあつては、日本工業規格T一一一五(二〇〇五) 非観血式電子血圧計附属書に、機械式アネロイド型血圧計にあつては日本工業規格T四二〇三(二〇一二) 非観血式機械血圧計附属書による。

[新設]

[新設]

(性能に関する検査の方法)

第五百七十六条 機械式アネロイド型血圧計の性能に関する検査の方法は、日本工業規格T四二〇三(二〇一二) 非観血式機械血圧計附属書による。

[新設]

[新設]

(準用)

第五百七十七条 第五百七十三条の規定は、電気式アネロイド型血圧計についての器差検査の方法に準用する。

[新設]

〇一八) 附属書

二) 機械式アネロイド型血圧計 日本工業規格T四二〇三(二〇一一) 附属書

〔削る〕

第二十六章 浮ひよう型比重計

(表記)

第一千条 浮ひよう型比重計の表記事項は、日本工業規格B七五二五―三(二〇一八) 附属書による。

(材質)

第一千条 浮ひよう型比重計の材質は、日本工業規格B七五二五―三(二〇一八) 附属書による。

(性能)

第一千条 浮ひよう型比重計の性能は、日本工業規格B七五二五―三(二〇一八) 附属書による。

(検定公差)

第一千条 浮ひよう型比重計の検定公差は、日本工業規格B七五

〔新設〕

(機械式アネロイド型血圧計の器差検査の方法)

第五百七十七条の二 機械式アネロイド型血圧計の器差検査の方法は、日本工業規格T四二〇三(二〇一二) 非観血式機械血圧計附属書による。

第二十六章 浮ひよう型比重計

(表記)

第一千条 浮ひよう型比重計の表記事項は、日本工業規格B七五二五―三(二〇一三) 浮ひよう―浮ひよう型比重計附属書Bによる。

(材質)

第一千条 浮ひよう型比重計の材質は、日本工業規格B七五二五―三(二〇一三) 浮ひよう―浮ひよう型比重計附属書Bによる。

(性能)

第一千条 浮ひよう型比重計の性能は、日本工業規格B七五二五―三(二〇一三) 浮ひよう―浮ひよう型比重計附属書Bによる。

(検定公差)

第一千条 浮ひよう型比重計の検定公差は、日本工業規格B七五

二五―三(二〇一八) 附属書による。

(構造検定の方法)

第一千一条 浮ひよう型比重計の構造検定の方法は、日本工業規格B七五二五―三(二〇一八) 附属書による。

(器差検定の方法)

第一千七条 浮ひよう型比重計の器差検定の方法は、日本工業規格B七五二五―三(二〇一八) 附属書による。

(性能に係る技術上の基準)

第一千三条 浮ひよう型比重計の性能に係る技術上の基準は、日本工業規格B七五二五―三(二〇一八) 附属書による。

(使用公差)

第一千四条 浮ひよう型比重計の使用公差は、日本工業規格B七五二五―三(二〇一八) 附属書による。

(性能に関する検査の方法)

第一千五条 浮ひよう型比重計の性能に関する検査の方法は、日本工業規格B七五二五―三(二〇一八) 附属書による。

二五―三(二〇一三) 浮ひよう―浮ひよう型比重計附属書Bによる。

(構造検定の方法)

第一千一条 浮ひよう型比重計の構造検定の方法は、日本工業規格B七五二五―三(二〇一三) 浮ひよう―浮ひよう型比重計附属書Bによる。

(器差検定の方法)

第一千七条 浮ひよう型比重計の器差検定の方法は、日本工業規格B七五二五―三(二〇一三) 浮ひよう―浮ひよう型比重計附属書Bによる。

(性能に係る技術上の基準)

第一千三条 浮ひよう型比重計の性能に係る技術上の基準は、日本工業規格B七五二五―三(二〇一三) 浮ひよう―浮ひよう型比重計附属書Bによる。

(使用公差)

第一千四条 浮ひよう型比重計の使用公差は、日本工業規格B七五二五―三(二〇一三) 浮ひよう―浮ひよう型比重計附属書Bによる。

(性能に関する検査の方法)

第一千五条 浮ひよう型比重計の性能に関する検査の方法は、日本工業規格B七五二五―三(二〇一三) 浮ひよう―浮ひよう型比重計附属書Bによる。

(器差検査の方法)
第千二十六条 浮ひよう型比重計の器差検査の方法は、日本工業規格B七五二五―三(二〇一八) 附属書による。

(器差検査の方法)
第千二十六条 浮ひよう型比重計の器差検査の方法は、日本工業規格B七五二五―三(二〇一三) 浮ひよう―浮ひよう型比重計附属書Bによる。

備考 表中の「」の記載は注記である。